



事務連絡
令和2年6月15日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの更新について

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施については、これまで「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A（5月21日時点）」（令和2年5月21日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡別紙）等によりQ&Aをお送りしてきたところです。

一方、当該Q&Aについては分量が多くなってきたことを踏まえ、関係者の参照の利便を図るとともに、機動的な更新を図る観点から、今後は文部科学省ホームページ内に特設ページを設け、当該特設ページ上において参照していただく形としました。

合わせて、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日付け文部科学事務次官通知別添1）や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年5月22日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）を踏まえ、項目を整理しています。

このことに伴い、今後は標記のQ&Aの更新の度に事務連絡によりお知らせすることはありませんが、別途簡易な電子メールによりお知らせすることとします。

標記Q&Aについては今後も随時更新をしていくことを予定していますが、Q&Aが各種通知等に記載しきれない詳細な事柄を示すとともに、各種通知等の内容を簡便な方法により示すことを目的としたものであることに鑑み、当該Q&Aの内容に関する最新かつ詳細な情報については、必要に応じ、別途各種通知等を参照していただきますようお願いいたします。



以上のことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省担当課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

※教育活動の実施等に関するQ&A特設ページ

<学校設置者・学校関係者向け>

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html

<一般の方向け>

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html#a001

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）